

文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金 よくある質問一覧

No.	補助内容	質問事項	回答											
1	総論	年度途中に新設される事業所は補助の対象となるのか。	対象になります。ご相談ください。											
2		所在地は文京区だが、文京区外から利用者が来所している場合、文京区が補助するのか。	事業所の所在地の区市町村が補助しますので、文京区が補助します。											
3		入所施設と合築だが交付手続きはどのようになるのか。	指定の単位ごとの手続きとなります。 障害者支援施設として入所と同一の事業所番号となっている場合は、障害者支援施設の日中部門として都から直接補助するため、本制度の対象となりません。別個の事業者番号の場合には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、本事業による補助の対象となります。											
4		主たる事業所と従たる事業所が異なる区市町村に所在する場合、交付手続きはどのようになるか。	指定の単位ごとの手続きとなります。 従たる事業所についても、主たる事業所の所在地の区市町村から補助することになります。 なお、主たる事業所が障害者支援施設である場合は、従たる施設の所在地の如何を問わず、障害者支援施設の日中部門として都から直接補助するため、本制度の対象となりません。											
5	基本補助	在籍者として認められる範囲は、どこまでか。	在籍者として補助対象となるためには、支給決定を受けており、当該支給決定の有効期間内であることが必要です。なお、私的契約による利用者は、補助対象としては認められません。											
6		在籍はしているが入院中で事業所を利用していない期間でも算定可能か。	算定可能です。											
7		週4回以下しか通所しない契約になっている利用者も、1人としてカウントできるのか。	カウントできます。											
8		以下のような状況の多機能型事業所における場合の基本補助の算定はどうか。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">定員</td> <td style="text-align: center;">現員</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>就労継続</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </table>		定員	現員	生活介護	20	25	就労継続	20	16	合計	40	41
	定員	現員												
生活介護	20	25												
就労継続	20	16												
合計	40	41												

No.	補助内容	質問事項	回答												
9		メニュー選択式加算の要件を満たすか否かを判断する際、多機能事業所の場合、複数サービスを一括で考えて満たしていれば良いか。基本補助のように、サービスごとに満たす必要があるのか。	お見込みのとおり、多機能型事業所全体でメニュー選択式加算を満たしていれば、多機能型事業所の全利用者がメニュー選択式加算の対象となります。												
10	メニュー選択式加算全般	選択メニュー3つに該当し、そのうちの1つが医ケア者受入れ該当の場合、+98,000円の加算対象で間違いはないか。例えば、重度者受入れ・グループホームバックアップ・医療的ケア受入れの3つに該当なら、利用者全員について、98,000円が加算されるのか。	医療的ケアを要する利用者についてのみ、72,000円に加え、98,000円が加算されます。												
11		医療的ケア者受入れのメニューのみ満たす場合、98,000円の加算は付かないのか。	メニュー項目の内、医療的ケア者受入れにのみ該当の場合では+98,000円の加算はつきません。												
12	メニュー選択式加算 重度者	<p>以下のような状況の事業所における場合、重度者が何名在籍していれば、「重度者30%」の要件を満たすことになるのか。</p> <p>(例1) ・定員30人、在籍者26人</p> <p>(例2) ・定員30人、在籍者40人</p>	<p>原則として在籍者数を基礎としますが、在籍者数が定員を上回る場合には定員を基礎とします。すなわち、基本補助の算定対象者数に30%を乗じ、小数点以下の端数を切り上げた数以上の重度者が在籍していることが、「重度者30%」の要件となります。</p> <p>(例1) 26人×30%=7.8人 → 8人(小数点以下端数切上げ)[在籍者数を基礎]</p> <p>(例2) 30人×30%=9.0人 → 9人[定員を基礎]</p> <p>【定員を上限とする在籍者を補助の対象としているため、重度者30%の算定も、これに基づき行います。】</p>												
13		<p>以下のような状況の多機能型事業所における場合、重度者30%の算定はどのように行うのか。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>現員(うち重度者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護</td> <td>6人</td> <td>8人(7人)</td> </tr> <tr> <td>就労継続</td> <td>24人</td> <td>20人(1人)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30人</td> <td>28人(8人)</td> </tr> </tbody> </table>		定員	現員(うち重度者)	生活介護	6人	8人(7人)	就労継続	24人	20人(1人)	合計	30人	28人(8人)	<p>基本補助の算定対象者数に30%を乗じ、小数点以下の端数を切り上げた数以上の重度者が在籍していることが「重度者30%」の要件となります。</p> <p>この例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助の算定対象者数 生活介護6人(定員数)+就労継続20人(在籍者数)=26人 ・「重度者30%」の算定 26人×30%=7.8人 → 小数点以下切り上げて8人…☆ ・重度者の在籍数 生活介護7人+就労継続1人=8人 → ☆の数以上であるため要件を満たす。 <p>【「基本補助の算定対象者数」は事業ごとの定員を上限として算定しますが、「重度者の在籍数」は事業所における実際の在籍者数により算定します。】</p>
	定員	現員(うち重度者)													
生活介護	6人	8人(7人)													
就労継続	24人	20人(1人)													
合計	30人	28人(8人)													

No.	補助内容	質問事項	回答
14	メニュー選択式加算 重度者	要綱では、生活介護以外のサービス種別での重度受け入れについて、別表1と定義されており、知的障害の区分は「最重度以上」としか示されていない(身体・精神は一級以上と明記)。知的も「一度」が対象ということでしょうか(様式では愛の手帳一度と明記されている)。	愛の手帳について、お見込みのとおり、「1度」ということで問題ございません。
15		別記様式別紙3添付様式1の注意書きのなお書きのとおり、50歳以上の利用者は障害支援区分3から6までを対象(50歳以上区分3については行動関連項目10点以上)という解釈で良いか。	お見込みのとおりです。
16		メニュー選択式加算の「(1)重度者30%以上の受入れ」の中には、「(2)医療的ケアの受入れ」で算定した利用者も条件に当てはまる場合は含んで30%という考え方で良いか。	重度者の要件に該当し、かつ医療的ケアを要する者であれば、該当します。
17		自立訓練、就労系事業所の身体障害者手帳1級とは、総合等級(手帳における障害程度等級)が1級という認識で良いか。	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所における身体障害者手帳1級は、身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の等級表における1級であることを指します。
18		前年度に30%以上重度者受入について、基準日は前年度末日時点となっているが、様式は、基準となる定員数等は「年度当初の定員等」となっている。対象者の算定人数は前年度末時点で、必要人数の算定基準は当該年度当初ということか。	お見込みのとおりです。
19		重度者30%以上受入の「30%」の算定にあたっては、当年度初日の基本補助の算定者数に30%を乗じて小数点以下の端数を切り上げるものと考えて良いか。それとも、前年度末日の在籍者数に30%を乗じるのか。	「30%」の算定にあたっては、当該年度の年度当初の在籍数(定員を上限)に30%を乗じて小数点以下の端数を切り上げます。
20		重度者を30%以上受入れのメニューについて、生活介護以外の事業については、区分4,5,6に属する者、手帳1級等を所持する者、障害基礎年金1級を受給している者とあるが、いずれかに1つ該当すればよいのか、3つすべてに該当する必要があるのか。	いずれか1つに該当すれば、重度者の要件を満たします。
21		行動関連項目10点以上とは、どのようにして確認すれば良いか。	支給決定の際に採点が行われているため、各利用者の支給決定元の区市町村にご確認ください。
22		「年齢が50歳以上の者については1つ上の区分とみなす。」とありますが、これは障害支援区分だけでなく、障害者手帳や障害者年金の等級についても該当するのか。	あくまでも障害支援区分についてのみの取扱いとなります。
23		年齢50歳以上は区分を1つ上とみなす基準日について、50歳の基準日は、前年度末日か、それとも当年度4月1日か。	重度者のカウント自体が、3月末日を基準日としているため、年齢も同様です。

No.	補助内容	質問事項	回答
24		<p>医療的ケアを要する利用者を1人受け入れているが、以下の場合、メニュー選択式加算はどのようになるか。</p> <p>①前年度末日に在籍していた医療的ケアを要する利用者1名が、当年度初月も継続して在席している場合</p> <p>②前年度末日に在籍していた医療的ケアを要する利用者1名が、当年度初月に在席していない場合</p> <p>③医療的ケアを要する利用者1名が、当年度初月から新規に在席している場合</p>	<p>①・②医療的ケアを要する利用者1名分98,000円が算定できます。メニュー選択式加算が3項目以上該当していることが前提です。</p> <p>③「前年度末時点で医療的ケアを要する利用者を1名以上受け入れていること」が要件のため、医療的ケアを要する利用者の受入れに係る算定はできません。なお、「医療的ケアを要する利用者の受入れ」以外の項目で3項目以上該当する場合は、メニュー選択式加算の算定ができます。</p>
25		<p>「医療的ケアを要する利用者の受入れ」を行っている場合、新たな単価が設定されたが、年度初日の在籍者に該当の対象者がいる場合、年度途中で退所しても年170,000円支給して良いか。</p> <p>また、年度初日に該当の対象者がいない場合、年度途中で該当の対象者が発生してもメニュー選択式加算の対象外と捉えて良いか。</p>	<p>医療的ケアの新単価の適用は「補助対象期間の属する年度の直前の年度の末日」における該当者が対象となります。現年度途中で該当者が退所しても170,000円が支給されます。</p> <p>また、前年度末時点で医療的ケアを要する利用者がいない場合、年度途中で医療的ケアを要する利用者が新たに在籍してもメニュー選択式加算の対象外となります。</p>
26	メニュー選択式加算 医ケア児 者の受入 れ	<p>基準日が前年度末のため、前年度中に受入れはあったが、退所のため3月末時点で在籍していない場合は対象外になるか。</p>	<p>対象外となります。</p>
27		<p>医療的ケアを要する利用者の受入れは、看護師対応でなくてはいけいのか。</p>	<p>看護師の対応が必要か否かを問いません。 医療行為に当たるか否かという視点で、医師等の指示を仰ぎながら、対応していただければと思います。</p>
28		<p>医療的ケアを要する利用者の受入れの対象は、常時ケアをするものでなければ対象とならないのか。</p>	<p>常時、医療的ケアを要することは要件となっておりません。</p>
29		<p>医療的ケアを要する利用者を受け入れること、とされているが、実際に対象者に対して事業所で医療的ケアを実施していることを要件とするのか。</p> <p>また、医療的ケアを行うための看護師が配置されていなければならないということになるのか。</p>	<p>医療的ケアを要する利用者を受け入れていることを評価しているものであり、看護師配置を要件とはしていません。</p>
30		<p>メニュー選択式加算の医療的ケアを要する利用者は、重心の者も含めるのか。</p>	<p>東京都の重症心身障害児(者)通所運営費補助事業の対象となっていない重症心身障害者で医療的ケアを要する利用者であれば含みます。</p>
31		<p>施設として特段医療的ケア者の受け入れを明示はしていないが、実際に医療的ケアを要する利用者を1人以上受け入れを行っていれば、このメニューを選択して問題はないか。</p>	<p>問題ございません。</p>
32	メニュー選択式加算GH	<p>所在地の都合上、他道府県のグループホームをバックアップしているが、この場合は対象となるか。</p>	<p>バックアップ先として認められるグループホームは、補助対象の日中活動系事業所が日常的に連携可能な地域(車でおおむね30分程度の範囲内)に所在するものに限ります。</p>

No.	補助内容	質問事項	回答
33	メニュー選択式加算 就労移行実績	就労移行実績について、短時間の就労と日中活動系サービスを併用している者はどのように取り扱うのか。	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)間は、並行して就労している場合であっても就労移行実績とはせずに、基本補助の対象である在籍者として取り扱います。なお、サービスの利用を終了(退所)した際には、就労移行実績として取り扱います。
34		事業所の利用を終了した者を、引き続き当該事業所の職員として雇用した場合、就労移行実績の対象として差し支えないか。 また、この者について障害者等雇用加算を適用することは可能か。	事業所の利用を終了した者を、引き続き当該事業所の職員として雇用した場合、就労移行実績の対象とすることができます。また、所定の要件を満たせば障害者等雇用加算の対象とすることも可能です。
35		補助対象事業所の利用終了に引き続いて移行した先が就労継続支援A型や就労移行支援の事業所であった場合、就労移行実績としてカウントして差し支えないか。	移行先である就労継続支援A型の事業所において、給付費の支給対象となっている場合には、引き続き公的な福祉サービスの対象となっているものであることから、就労移行実績としてカウントすることは認められません。 なお、チャレンジ雇用により就労した場合は、就労移行実績の対象となります。
36		東京都障害福祉計画における就労移行実績の達成について、基準となる年度は固定ではなく、当該年度の3年度前が基準となるのか。	東京都障害福祉計画の改定を踏まえて見直しを行う予定です。各年度の運用につきましては、随時お知らせします。
37		基準となっている年度が令和3年度ですが、令和4年度以降に新規開設した事業所はどのように取り扱えばよいか。	令和3年度に一般就労移行者が0人だった場合の取り扱いとし、3年度に1人の実績があったものとみなし、令和4～5年度のいずれかで、2人以上の移行実績があれば達成とします。
38		「直近2年間」とは、「補助対象期間の属する年度の直前の過去2か年度」と解釈して良いか。	お見込みのとおりです。
39		「就労移行実績の達成」と「目標工賃の達成」は別項目として扱うのか。	「就労移行実績の達成」と「目標工賃の達成」は同じメニュー項目として扱うため、2つのメニュー項目を達成したとしても1つのメニュー項目を満たしたものとして扱います。
40		就労継続支援B型と就労移行支援の多機能型事業所の場合、両方のサービスの条件を満たさなければならないか。	どちらか一方を満たせば、メニューの要件を満たします。
41		就労移行者の定義を教えてください。	就労移行者とは、一般就労サービスを終了した方を指します。
42		一般就労者の人数カウントについてですが、就労移行支援体制加算の算定要件のように一般就労した先で就労が6ヶ月継続している等の就労の条件はあるか。 申請時点ですでに退職されていたとしても、対象になるのか。	一般就労した先で就労が6ヶ月継続している等の条件はございません。申請時点ですでに退職していても基準期間中に就労移行していれば対象となります。
43		就労移行実績について、令和元年度からすべての年度の実績が必要なのか、達成した年の実績のみでよいのか。	就労移行実績について、達成した年の実績があれば、足りるものと考えます。

No.	補助内容	質問事項	回答
44	メニュー選択式加算 工賃実績	要綱にて、「別に定める工賃実績」と定めているが、基準年度及び金額はそれぞれどうなっているのか。	東京都工賃向上計画の改正と連動しております。都から通知が届き次第、区から各事業所にお伝えいたします。
45		基準年度に開設されていない事業所だった場合、どう判定するのか。	基準年度に開設されていない事業所だった場合、当該基準年度に一般就労移行者が0人だった場合の取扱いと同様の取扱いとなります。
46		就労継続支援B型と生活介護事業の多機能型事業所で工賃実績のメニューを満たしている場合、生活介護の利用者を除いて、メニュー選択式加算を算定する必要があるのか。	多機能型事業所の場合、すべてのサービス種別の利用者がメニュー選択式加算の対象となります。
47		平均工賃額は月額ではなく年額という認識で良いか。	各月の工賃額の年間平均となります。
48	メニュー選択式加算 地域移行	「受け入れ」時点とは、利用契約の成立時点を指すのか、(退所退院後1年以内の考え方に関し)。また、すぐに利用を止めてしまった場合にも該当としていいのか。	在籍者であることを求めるため、利用契約成立時点となります。すぐに利用を止めてしまった場合であっても該当と考えて差し支えありません。
49		退所及び退院から1年以内の間に2つの事業所を利用した場合、2つの事業所とも補助対象となるのか。	当該利用者の支給量の範囲内での利用であれば、2か所ともメニューを満たします。
50		「入所施設、精神科病院からの地域以降者の受け入れ」について、退所または退院後から受け入れまでの間に他の障害者施設等を利用した場合も対象に含まれるか。	退所または退院後から1年以内の受け入れであれば、他の障害者施設等を利用した場合も対象に含まれます。
51		入所(院)期間途中で転院等により施設が変更になった場合は、入所(院)期間を合算しても差し支えないか。	入院期間を合算しても差し支えありません。
52		基準日は「前年度の3月31日まで」とのことですが、これは「前年度の4月1日から3月31日までの間に、当該事業所利用開始した者に限る」と解釈して良いか。	お見込みのとおりです。令和6年度申請の場合、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを指します。
53		地域移行者の事業所利用開始日は契約日か、初回のサービス提供日か。	契約日を想定しています。
54		障害者支援施設からの退所について、宿泊型自立訓練からの退所は同様の扱いで良いか。	宿泊型自立訓練からの退所は含みません。
55		すでに登録している利用者が1年以上精神科病院に入院し、復帰した場合は対象となるか。	新たに受け入れを行っている訳ではないので対象外です。
56		以前登録していた利用者が1年以上入院となり契約解除となったが、退院後に再登録した場合は対象となるのか。	一度、契約が解除された後、再度、契約を行っていますので対象となります。
57		地域移行支援事業所の利用者でなくても、対象になるのか。	地域移行支援事業所を利用していなくても対象となります。

No.	補助内容	質問事項	回答
58	メニュー選択式加算指定研修の受講	都の研修は3年に1度受ければよく、受講した年は事業所内での研修が必須で、研修を受講しない年度については、別表に定める都の研修を踏まえた事業所内での研修を実施すれば本メニューに該当するのか。	お見込みのとおりです。 指定研修については、補助申請年度を含む3年間(令和6年度申請の場合は令和6年度、令和5年度、令和4年度)で1度以上受講する必要があるとともに、指定研修を踏まえた事業所内研修は毎年度、実施していただく必要があります。 なお、事業所内研修について、令和4年度は実施をしていなくても、本メニューに該当するものとして取り扱います。
59		実績報告提出の段階で指定研修が未受講であったり、事業所内研修が未実施だった場合、メニュー選択式加算を満たさなくなるという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
60		事業所内研修の形式(参加者の人数、職種、勤務形態、研修受講から事業所内研修実施までの期間等)に要件はあるか。	事業所内研修の要件は特段定めておりません。各研修制度の趣旨や事業所の実情を踏まえ、当該事業所内研修の実施により、当該事業所における研修制度の趣旨を満たすと区市町村で判断された場合、要件を満たすものと考えます。
61		ある年度において指定研修を受講し事業所内研修も行っているが、指定研修を受講しない年度における事業所内研修が行われていない場合は加算対象になるか。	指定研修を受講しない年度において事業所内研修が行われていない場合は、メニューの要件を満たしません。 なお、令和4年度については、事業所内研修が行われていない場合であってもメニューの要件を満たします。
62		指定研修の受講年度と事業所内研修の実施年度が異なる場合も加算対象になるのでしょうか。	事業所内研修は指定研修を受講しない年度においても実施していただく必要があります。指定研修を受講しない年度において事業所内研修が行われていない場合は、対象外となります。 なお、令和4年度については、事業所内研修が行われていない場合であってもメニューの要件を満たします。
63		受講者が異動している場合、異動してきた職員が前の配属先で受講している場合は含まれるか。	指定研修の受講が同じ年度内であり、かつ、事業所内研修を異動前と異動後の事業所両方で行っていれば、両方の事業所において、メニューの要件を満たします。 指定研修の受講が前年度である場合は、異動後の事業所ではメニューの要件を満たしません。
64		都が指定する研修15項目すべてを直近3か年度に受講を満たさないといけないのか。	補助申請年度を含む直近3年間で事業所内の職員がいずれか1つ以上の指定研修を受講し、毎年度事業所内研修を実施していれば、要件を満たします。
65		各区市町村の担当部局や関係機関が主催する研修会ではなく、東京都から開催の連絡をいただく研修会、という解釈で良いか。	お見込みのとおりです。

No.	補助内容	質問事項	回答
66	メニュー選択式加算指定研修の受講	就労継続支援B型と生活介護の多機能型事業所において、令和3年度に虐待防止権利擁護研修を就労継続支援B型配置の職員が受講し、その後生活介護職員も含め施設内で研修を行いました。この場合、生活介護についても今回新設されたメニュー加算の「指定の研修受講している」として考えて良いか。	生活介護の職員も含めて指定研修を受講していると考えていただいて差し支えありません。
67	障害者雇用加算	400時間以上というのは一人当たり400時間以上必要か。それとも加算要件に該当する雇用者総数で400時間以上あれば良いか。	加算要件に該当する雇用者総数で400時間以上あれば良いです。
68		申請の際に、被雇用者が加算要件に該当する旨の証明書類の提出は必要か。	提出は不要ですが、事業所においては障害者手帳の写など所要の書類を保管しておく必要があります。
69		当該事業所の利用終了者を、引き続き、職員配置基準以外の職員として雇用した場合、対象となるか。	対象となります。
70		就労継続支援A型事業所において、事業所の利用者は対象となるか。	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)方は、基本補助の対象である在籍者として取り扱うこととなり、障害者等雇用加算の対象とはなりません。
71		日中活動系サービスの利用者を、同時並行して雇用した場合(例:週4日は利用者として通所、週1日は職員として勤務)も、この加算の対象になるか。	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)間は、並行して就労している場合であっても基本補助の対象である在籍者として取り扱うこととなり、障害者等雇用加算の対象とはなりません。
72	高齢者を雇用する場合で、年度途中において、対象年齢に達する場合及び対象年齢を超過する場合の取扱いはどうなるのか。	満60歳の誕生日を含む月の翌月(月初日が誕生日の場合は、その月)から、満65歳の誕生日を含む月(月初日が誕生日の場合は、その月を除く)までが対象となります。	
73	第三者評価受審経費	第三者評価の受審結果を踏まえて実施する改善に向けた取組の具体的な内容は、どのようなものか。	第三者評価を受審した年度においては、評価結果に基づく現状分析を行うとともに、改善計画を立案し、それ以外の年度においては、計画に基づき改善を実施することが、取組の内容となります。
74		当年度に第三者評価を受審したものの、受審日が年度末近くだったため、年度末までに評価書の交付を受けるに至らない場合、改善計画の作成はどうしたら良いか。	受審当日の評価者による講評の内容を踏まえた改善計画案等を年度末までに作成し、実績報告時に添付することになります。
75		法人の合併・分割等に伴い、新たに事業者指定を受けたが、事業自体は実質的に継続している場合、前年度または前々年度に受審した実績をカウントできるのか。	事業自体が実質的に継続しているものと認められる場合には、受審実績としてカウントして差し支えありません。
76		受審経費は3年に一度しか補助されないのか。	3年に一度に限らず、受審した場合には補助の対象とします。ただし、前回受審後の取組みが適正に行われていることが望ましいことに留意してください。